

# 役員報酬規程

(目的)

第 1 条 一般社団法人全国旅行業協会定款第31条の2の規定に基づき、常勤役員(以下「役員」という。)の報酬に関する事項について定めることを目的とする。

(報酬の種類)

第 2 条 役員の報酬は、報酬月額、調整手当、期末特別手当及び通勤手当とする。

(報酬月額)

第 3 条 報酬は月額とし、次の各号に掲げる額の範囲内で、会長が当該役員の業績、協会の財政状況等を勘案し定めるものとする。

(1) 専務理事	920,000円
(2) 理事	700,000円

(調整手当)

第 4 条 調整手当の月額は、報酬月額に100分の10を乗じて得た額とする。

(期末特別手当)

第 5 条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)現在にそれぞれ在任する役員に対して、それぞれ基準日から起算して15日を超えない範囲内において支給する。

2. 前項の規程は、基準日前1ヶ月以内に退任し、又は死亡した者についても準用する。

3. 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在(退任又は死亡した者にあつてはその日現在)において、その者が受けるべき報酬月額、調整手当の月額、報酬月額に100分の25を乗じて得た額並びに報酬月額及び調整手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月にあつては100分の160を、12月に支給する場合にあつては100分の170を乗じて得た額の範囲内において、基準日以前6ヶ月以内におけるその者の在任期間等により算出した額を支給する。

(通勤手当)

第 6 条 通勤手当は、一般社団法人全国旅行業協会職員給与規程を準用し、支給するものとする。

(報酬等の支給日)

第 7 条 報酬月額及び調整手当の支給日は、その月の25日に支給する。

2. 前項の規定にかかわらず、支給日が休日に当たるとき又はその他特別な理由があるときは、支給日を繰り上げることができる。

(日割計算)

第 8 条 役員が月の途中で就任し、又は退任する場合にあつては、その月の日数から土・日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(端数処理)

第 9 条 この規程の定めるところにより計算した金額に、100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げる。

(その他)

第 10 条 本規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1. この規程の改廃は、常務理事会の決議を得て会長が決定する。
2. この規程は、平成16年4月1日から施行する。(第170回常務理事会承認)
3. 平成18年4月1日改正・施行(第183回常務理事会承認)
4. 平成25年3月5日改正・平成25年4月1日施行(第229回常務理事会承認)